

# はじめに

## 【本書の見方】

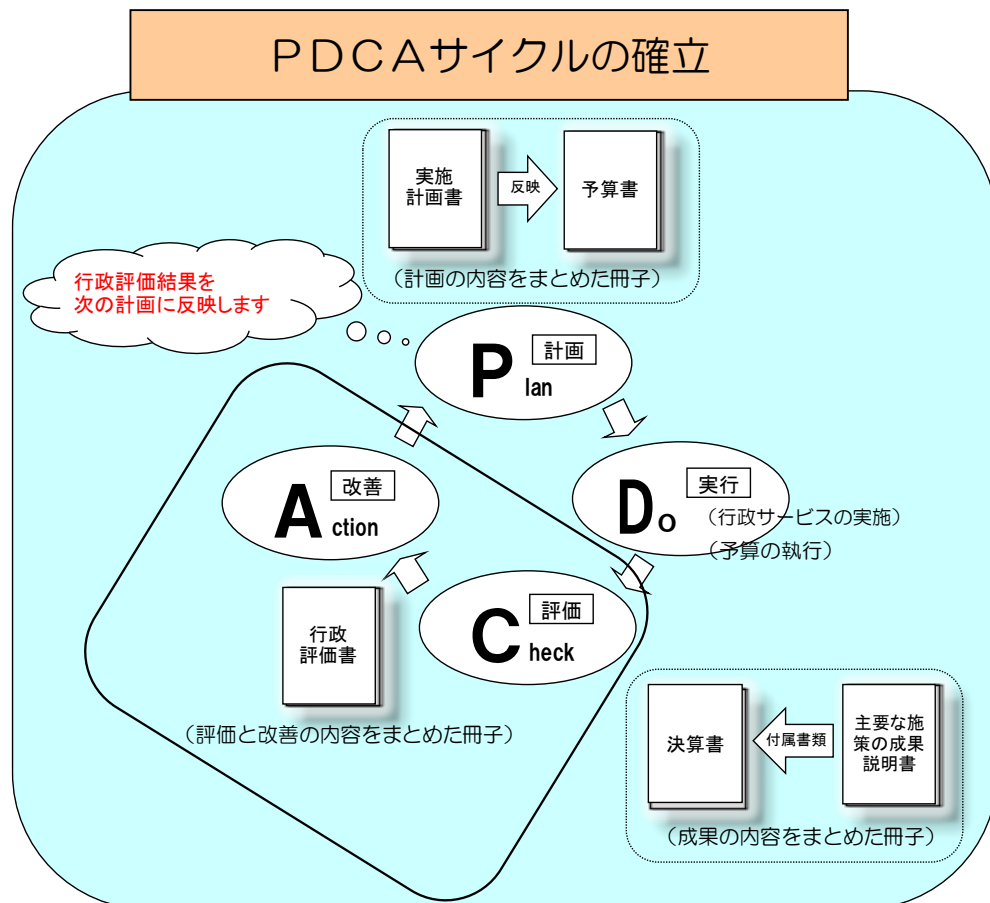
本書（行政評価書）は、第5次日高市総合計画に基づいて掲載しています。

## 【行政評価制度導入の経緯】

「行政評価」とは、市が行う行政活動（以下「行政サービス」といいます。）を統一的な視点から客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。

『行政評価制度』の導入により、行政が行う「施策」、施策に関連する「事務事業」について、行政サービスの「評価」(Check)を行い、次の行政サービスの向上につなげる「改善」(Action)の方策を導き出します。その改善方策を次の「計画」(Plan)に生かし、より良い行政サービスを「実行」(Do)することでPDCAサイクルを確立することができます。

日高市では、行政サービスの更なる向上と総合計画に基づく計画的な行財政運営を推進するため、第5次日高市総合計画に合わせて平成24年度（平成23年度に実施した行政サービスを対象）から行政評価制度を導入しました。



## 【行政評価の流れ】

行政評価は次の区分により行います。

### ①事務事業評価

市が実施した「事務事業」の成果を基に、評価すべき事項(良かった点、成果を上げた点など)、改善すべき事項(問題点、課題、解決の方策など)を明らかにするため、事務事業担当課(所)が事務事業評価を行います。

評価に当たっては、第3次日高市行政改革大綱に定める4つの区分・14項目の評価視点で3段階評価(点数化)を行い、その総合点に基づきA・B・Cのランクを付けるとともに、これらを踏まえ総合的視点から事務事業の評価を行います。

なお、事務事業評価内容については、全ての事務事業のうち、第5次日高市総合計画の各施策に関連する事務事業について、「施策の展開」ごとにまとめて掲載しています。

#### 【第3次日高市行政改革大綱に定める4つの区分・14項目の評価視点】

評価区分	評価視点
①計画的・効率的な行財政運営	1. 適切な事務分担がなされているか
	2. 効率的な組織となっているか
	3. 正規職員が実施する必要があるか
	4. 市が直接実施する必要があるか
②財政基盤の確立・強化	5. 中長期的な視点の検討がなされているか
	6. 目標に対する成果は適切か
	7. 費用対効果が図られているか
	8. 歳入の増加や歳出の削減の余地はないか
③市民と行政の協働	9. 市民との協働が図れているか
	10. 市民が参画できる環境を整えているか
	11. 市民のニーズや声を的確に把握しているか
	12. 適切に市民に情報を提供しているか
④課題への個別対応	13. 安心・安全について配慮をしているか
	14. 環境への負荷を配慮しているか

#### 【4つの区分・14項目の評価視点での3段階評価(点数化)】

評価点	評価基準
3点	適切であり現状維持する(事務事業上考慮する余地がない場合も含む)
2点	おおむね適切であるが部分的な改善を要する
1点	適切とはいえず抜本的な改善を要する

#### 【総合点に基づくA・B・Cランク】

ランク	総合点(42点満点)
A	42点～36点
B	35点～29点
C	28点～14点

## ②施策評価

「事務事業」の成果及び評価を基に、当該施策を主に担当する部長が施策評価責任者として、施策評価を行います。

施策評価では、施策目標に対する主な成果と課題、今後の方向性を明記します。

## ③外部評価

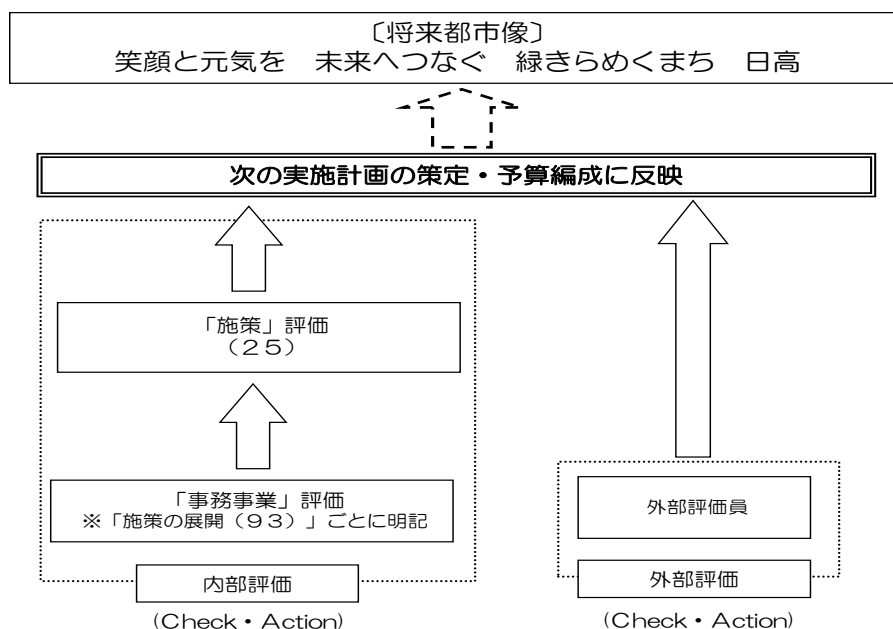
「事務事業」のうちから8事務事業を選定し、外部評価を行います。

なお、外部評価については、内部評価の補完として位置付け、内部評価実施後に行うため、この書とは別に外部評価結果をまとめ公表します。

## 【行政評価の活用】

行政評価から導き出された評価・改善事項は、次の実施計画の策定及び予算編成に反映するとともに、将来都市像実現に向けた行政サービスの改革・改善に生かしていきます。

### 《行政評価の流れと活用》



## 【その他特記事項】

- 平成28年度と平成29年度で主管する課が違う事務事業については、平成28年度の課所名を記載し、括弧書きで平成29年度の課所名を記載しています。
- 執行率0%で、翌年度繰越額100%の事務事業に関しては、一律記載していません。
- 会計名は、事務事業名欄に下記のとおり記載しています。

一般会計	→	記載なし
国民健康保険特別会計	→	【国保】
後期高齢者医療特別会計	→	【後期】
介護保険特別会計	→	【介護】
高麗川駅西口土地区画整理事業特別会計	→	【西口】
武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計	→	【北】
水道事業会計	→	【水道】
下水道事業会計	→	【下水道】